(4)　領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、当該物件等を領置等した当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属することとした。(第二二条の一七関係)

(5)　許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとした。(第二二条の二〇関係)

(6)　その他地方税犯則調査手続について、次の措置を講ずることとした。

イ　犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化することとした。(第二二条の三関係)

ロ　許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこととした。(第二二条の四関係)

ハ　許可状について、臨検すべき物件、捜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日をその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実に代えて、罪名を記載することとした。(第二二条の四関係)

ニ　臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこととした。(第二二条の一一関係)

ホ　質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。(第二二条の一二関係)

ヘ　住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち会わせることができないときの代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えることとした。(第二二条の一四関係)

ト　領置等をしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄本を交付するとともに、捜索をした場合において、証拠物等がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならないこととした。(第二二条の一五及び第二二条の二三関係)

チ　犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとした。(第二二条の一九関係)

リ　臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化することとした。(第二二条の二二関係)

ヌ　質問に係る調書については、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載しなければならないこととした。(第二二条の二四関係)

(7)　間接地方税に係る犯則調査手続について、次の措置を講ずることとした。

イ　通告に計算違い等の明白な誤りがあるときは、地方団体の長は、職権で、当該通告を更正することができることとした。(第二二条の二八関係)

ロ　通告処分による公訴時効について、中断制度から停止制度に改めた上で、通告を受けた日の翌日から起算して二〇日を経過した時からその進行を始めることとした。(第二二条の二八関係)

ハ　通告処分の対象となる犯則事件については、地方団体の長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化することとした。(第二二条の三〇関係)

(8)　全ての地方税を地方税犯則調査手続の対象とすることとした。

二　航空機燃料譲与税法の一部改正関係

航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる特例措置の適用期限を平成三一年度まで延長することとした。(附則第二項関係)

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第三号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

(一)　平成二九年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額九、九〇〇億円、平成二九年度における法定加算額三、八〇七億円及び臨時財政対策のための特例加算額六、六五〇億五、七八〇万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額四、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額八二〇億円、平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二九年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円、平成二一年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二九年度から平成四二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九八三億八、二五〇万円及び平成二八年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二九年度から平成三三年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額五四三億六、五四〇万円を控除した額とすることとした。

(二)　平成三〇年度から平成四四年度までの各年度における地方交付税の総額について、四億円を加算することとした。

(三)　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、平成六四年度までに償還することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の二及び別表関係）

(一)　当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置することとした。

(二)　平成二九年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けることとした。

(三)　一億総活躍社会の実現に向けた保育士や介護人材等の処遇改善等に要する経費の財源を措置することとした。

(四)　子ども・子育て支援施策、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実することとした。

(五)　住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費の財源を充実することとした。

(六)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(七)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条、第七条の二及び第七条の四関係）

(一)　当分の間の措置として、道府県から指定都市への個人住民税所得割の税源移譲に伴う影響額の全額を基準財政収入額に算入することとした。

(二)　平成二九年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

平成二九年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。